

平成 30 年 10 月 2 日

各都道府県住民基本台帳事務担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長

(公印省略)

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について (通知)

今般、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 110 条の規定における就籍許可審判又は第 111 条の規定における確定判決を受けるための裁判手続（以下「就籍許可等手続」という。）を行っていることにより、就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について、以下のとおり考え方を整理しましたので、通知します。

本通知の内容を踏まえ、適切に住民票の記載が行われますよう、貴都道府県内市区町村に対して、この旨を周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

1 住民票の記載に関する基本的考え方

出生があった場合の住民票の記載に当たっては、戸籍法に基づく出生届が必要であることが原則であるが、同法に基づく出生届が行われなかったことなどにより、結果として、住民票が作成されない事例が生じており、住民サービスの円滑な提供の観点から、対応を行う必要があること。

この問題に対応するため、就籍の届出に至っていない者について、就籍許可等手続中であり、次の 2 の確認により、日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合には、市区町村長の判断により、職権で住民票の記載を行うことができること。

2 住民票の記載を申し出る手続き等

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載に当たっては、住所地となる市区町村に対して、本人（本人が未成年の場合は、未成年後見人又は親権代行者。本人が成年被後見人の場合は、成年後見人。以下「申出人」という。）から、住民

票の作成を書面により申出させることとして、当該申出においては、以下のような手続きをとることが適当であること。

(1) 申出書には、以下の事項を記載させること。

① 申出人の氏名及び住所

② 申出の趣旨

現在、就籍許可等手続中であり、就籍の届出に至っていない〇〇（対象となる者の氏名）について、住民票の作成を求める旨を記載

③ 就籍の届出に至らない理由

就籍の届出に至らない理由を記載。必要に応じて、記載内容を証するための関係書類を添付

なお、就籍許可等手続において提出又は陳述した申立理由書等がある場合は、その概要を記載、必要に応じて、当該申立理由書等の写しの添付で足りること。

④ 住民票に記載を求める事項

イ 氏名（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第1号）

「氏名」については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第49条第3項に規定する出生証明書に記載されたものを、申出人において記載。ただし、出生証明書がない場合においては、就籍許可等手続における申立て内容が認められた場合の「氏名」を、申出人において記載して差し支えないこと。

ロ 出生の年月日（住民基本台帳法第7条第2号）

ハ 男女の別（同条第3号）

ニ 世帯主の氏名及びその続柄（同条第4号）

「続柄」については、就籍許可等手続における申立て内容が認められた場合の世帯主との身分関係と齟齬が生じないように、申出人において記載

ホ 住所（同条第7号）

⑤ 父又は母の氏名、生年月日及び戸籍の表示

⑥ 就籍許可等手続の進捗状況等について、本人は定期的に面談等に応ずることを了解する旨の宣誓

⑦ 本人の連絡先

⑧ その他、住民票の記載のため市区町村において必要と認める事項

(2) 申出書には、以下の書類を添付させること。

① 出生証明書

出生証明書は、本人に係る出生の事実関係を確認するために必要
なお、やむを得ない理由により提示することができない場合は、以下のいずれかの書類の提示を求め、複写して保存すること。

ア 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条に規定する母子健康手帳（母及び子の氏名の記載等親子関係が確認できるものに限る。）

イ 本人と父又は母との DNA 鑑定書

ウ 父又は母の氏名及び本人との続柄が確認できる以下のいずれかの書類

(ア) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 1 条に基づき市町村の教育委員会が編製した学齢簿

(イ) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 24 条に基づき校長が作成した指導要録

(ウ) 学校教育法施行規則第 58 条等に基づき校長が卒業証書を授与するに当たりその控えとして備えた帳簿等

② 就籍許可等手続を申し立てている旨を証する書類

外形的に本人の身分関係を確定するための手続を進めていることを確認するために必要。基本的には、家庭裁判所に対する申立て等が受理されたことを証する書類を添付すること。

③ 父又は母の戸籍若しくは除かれた戸籍の謄抄本

ア ①において、出生証明書又はアの書類を提示した場合は、母の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本（以下「戸籍謄本等」という。）を添付すること。

イ ①において、イのうち、本人と父との DNA 鑑定書を提示した場合は父の戸籍謄本等を、本人と母との DNA 鑑定書を提示した場合は母の戸籍謄本等を、それぞれ添付すること。

ウ ①において、ウのうち、父の氏名及び本人との続柄が記載された書類を提示した場合は父の戸籍謄本等を、母の氏名及び本人との続柄が記載された書類を提示した場合は母の戸籍謄本等を、それぞれ添付すること。

④ その他、本人あての郵便物等本人が現に当該氏名により居住している本人であることを示す書類など、住民票に記載すべき事項を確認するため市区町村において必要と認める書類

- (3) 上記(1)及び(2)の書類を基に、日本国籍を有する父又は母と本人とが親子関係にあること及び当該父又は母の戸籍に本人が記載されていないことなどを確認した上で、本人と詳細な面談を行い、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して本人に係る本人確認情報の重複がないことを確認するなど、同一人につき、二重の住民票が作成されることを避けるための確認を行うこと。
- (4) 現に申出の任に当たっている者が本人以外の者である場合には、その権限について、その資格を証明する書類を提示させ確認するとともに、現に申出の任に当たっている者の本人確認を、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等通知）第2-4-(1)-①-ア-(イ)に準じて行うこと。

3 市区町村における住民票への記載及び事後の取扱い

住所地となる市区町村は、上記2の申出を受けて、申出内容を審査の上、適当と認める場合には、就籍の届出に至らない者に係る住民票を作成することとなるが、住民票の記載及びその後の取扱いは、以下のとおりであること。

- (1) 申出内容が確認できた場合に、申出内容に基づき、住民票を職権で作成することとし、あわせて、備考欄に、就籍の届出に至っていない旨及び就籍許可等手続中である旨を記載すること。

なお、住民票を作成した場合においても、本人の居住実態について、住民基本台帳法第34条の規定による調査を適時実施すること。

- (2) 就籍の許可審判の場合はその告知の日から、また、確定判決の場合は判決確定の日からそれぞれ10日以内に就籍の届出が行われることとなるため、住所地市区町村は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第2項第1号の規定に基づき、職権で必要事項を記載又は修正すること。

また、この場合においては、上記(1)により行った備考欄の記載を併せて削除すること。

- (3) 上記(2)の場合において、就籍許可等手続の結果に応じた就籍の届出が速やかに行われなるときは、住所地市区町村は、申出人に対し、必要な戸籍の届出を促すなど、戸籍と住民票の連携・一致を図るものとする。